果実飲料
名称 原材料名 添加物 原料原産地名 内容量 賞味期限 保存方法 ［削る。］ 原産国名 製造者 備考　［略］

第八条各号（第三号を除く。）の規定によるほか、次に定めるところによる。

一　「加糖」の用語は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、ＪＩＳＺ八三〇五に定める十四ポイントの活字以上の大きさの文字で表示する。ただし、印刷瓶入りの果実飲料でその品質に関する表示を蓋にするもの（以下この項において「印刷瓶入り果実飲料」という。）にあっては、蓋に表示することができる。

［二・三　略］

豆乳類
名称 大豆固形分 原材料名 添加物 原料原産地名 内容量 賞味期限 保存方法 ［削る。］ 原産国名 製造者 備考　［略］

第八条各号（第三号を除く。）の規定によるほか、次に定めるところによる。

一　［略］

二　大豆豆乳粉末又は大豆たんぱく粉末を加えた旨は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、ＪＩＳＺ八三〇五に定める十四ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。

別表第二十二（第九条関係）

食品	表示禁止事項
［項を削る。］	
［略］	
［項を削る。］	
［略］	

果実飲料
名称 原材料名 添加物 原料原産地名 内容量 賞味期限 保存方法 使用方法 原産国名 製造者 備考　［同上］

第八条各号（第三号を除く。）の規定によるほか、次に定めるところによる。

一　「加糖」の用語は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、括弧を付してＪＩＳＺ八三〇五に定める十四ポイントの活字以上の大きさの文字で表示する。ただし、印刷瓶入り果実飲料にあっては、蓋に表示することができる。

［二・三　同上］

豆乳類
名称 大豆固形分 原材料名 添加物 原料原産地名 内容量 賞味期限 保存方法 使用上の注意 原産国名 製造者 備考　［同上］

第八条各号（第三号を除く。）の規定によるほか、次に定めるところによる。

一　［同上］

二　粉末大豆たんぱくを加えた旨は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、ＪＩＳＺ八三〇五に定める十四ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。

別表第二十二（第九条関係）

食品	表示禁止事項
トマト加工品	1　「生」、「フレッシュ」その他新鮮であることを示す用語 2　「天然」又は「自然」の用語 3　トマト果汁飲料における「トマトジュースドリンク」の用語 4　「特級」の用語と紛らわしい用語
［同上］	
農産物漬物	品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語。ただし、品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語については、品評会等で受賞したものと同一仕様によって製造された製品であって受賞年を併記してあるものに表示する場合は、この限りでない。
［同上］	